

地方税法の一部を改正する法律案要綱

現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の金融・証券税制の改正を行うとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するための個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長・拡充並びに東日本大震災に係る支援税制の改正並びに延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法の一部を改正するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 前々年中又は前年中の所得について個人の道府県民税又は市町村民税の所得割が課された個人の白色申告者に係る記録保存義務を廃止すること。（第四十五条の四、第三百十七条の八関係）
- 2 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の適用を受けた財産等を有する公益法人等から当該財産等の贈与を受けた他の公益法人等が当該特例の適用を受けた財産等を有すること。

- 3 個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、以下の措置を講ずること
 - （附則第五条の四の二関係）
- (イ) 適用期限を居住年が平成二十九年であるものまで四年間延長すること。
- (ロ) 所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成二十六年四月から平成二十九年十二月までの間に居住の用に供し、かつ、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額相当額である場合、個人の道府県民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額については、所得税の課税総所得金額等の合計額の百分の二・八に相当する金額（当該金額が五万四千六百円を超える場合には、五万四千六百円）とし、個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額については、所得税の課税総所得金額等の合計額の百分の四

・二に相当する金額（当該金額が八万九千九百円を超える場合には、八万九千九百円）とすること。

4 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除について

ついて、平成二十六年度から平成五十年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率（百分の二・一）を乗じて得た率を加算する措置を講ずること。（附則第五条の六関係）

5 東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなつた者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができるることとすること。（附則第四十四条の二関係）

6 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなつた納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をして平成二十六年四月から平成二十九年十二月までの間に居住の用に供した場合、個人の道府県民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額につ

いては、所得税の課税総所得金額等の合計額の百分の二・八に相当する金額（当該金額が五万四千六百円を超える場合には、五万四千六百円）とし、個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額については、所得税の課税総所得金額等の合計額の百分の四・二に相当する金額（当該金額が八万九千九百円を超える場合には、八万九千九百円）とすること。（附則第四十五条関係）

7 公社債等及び株式等に係る所得に対する課税について、以下の措置を講ずること。

(イ) 特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権に対する課税

ア 平成二十八年一月一日以後に納税義務者が支払を受けるべき特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託（その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限る。）の社債的受益権（以下「特定公社債等」という。）の利子等については、利子割の課税対象から除外した上、配当割の課税対象とすること。（第二十三条、第七十一条の三十一関係）

イ 国外公社債等の利子等で配当割の課税対象となるものについてその支払の際に課される外国所得税の額がある場合には、その国外公社債等の利子等の額からその外国所得税の額を控除した金

額に対して配当割の特別徵収を行うこととする。 (第七十一条の二十九関係)

ウ 平成二十八年一月一日以後に納税義務者が支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、道府県民税については百分の二、市町村民税については百分の三の税率による分離課税とすること。 (附則第三十三条の二関係)

エ 平成二十八年一月一日以後の源泉徵収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等 (特定公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされる特定公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額を含む。以下同じ。) については、株式等譲渡所得割の課税対象とすること。

(第二十三条関係)

オ 平成二十八年一月一日以後における源泉徵収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、道府県民税については百分の二、市町村民税については百分の三の税率による分離課税とすること。 (附則第三十五条の二関係)

(イ) 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充

ア 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及

び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）及び譲渡所得等との損益通算を可能とすること。（附則第三十五条の二の六関係）

イ 平成二十九年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、前年前三年内の各年に生じた特定公社債等の譲渡損失の金額（前年前において控除されたものを除く。）は、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とすること。（附則第三十五条の二の六関係）

(二) 特定口座での取扱い

ア 個人が特定口座を開設している金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した特定公社債等又は当該金融商品取引業者等から取得した特定公社債等を、当該特定口座へ受け入れることができることとする。この場合には、特定口座内の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額と特定

口座以外の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額は、区分してこれらの金額を計算すること。（附則第三十五条の二の四関係）

イ 源泉徴収選択口座に受け入れた特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する配当割

の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内における特定公社債等又は上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、当該利子等又は配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して百分の五の税率を乗じて徴収すべき配当割の額を計算すること。〔附則第三十五条の二の五関係〕

(四) 特定公社債以外の公社債及び私募公社債投資信託等の受益権に対する課税

ア 平成二十八年一月一日以後に納稅義務者が支払を受けるべき特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託（その社債的受益権の募集が公募以外の方法により行われたものに限る。）の社債的受益権（以下「一般公社債等」という。）については、引き続き利子割の課税対象とすること。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となつた株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とすること。〔第二十三条、第七十一条の八関係〕

イ 平成二十八年一月一日以後の一般公社債等の譲渡に係る譲渡所得等（一般公社債等の譲渡所得

等に係る収入金額とみなされる一般公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額を含む。以下同じ。）については、所得割の課税対象とし、道府県民税については百分の二、市町村民税については百分の三の税率による分離課税とすること。ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の判定の基礎となつた株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とすること。〔附則第三十五条の二関係〕

(五) 平成二十八年一月一日以後に支払われるべき割引債の償還金（特定口座において支払われるものを除く。）については、その割引債の償還の際、その償還金に係る差益金額に対して配当割を課税することとし、当該割引債の償還差益については翌年度の所得割の課税対象とし、当該所得割額から当該割引債の償還金に係る配当割額相当額を控除すること。〔第二十三条、第七十一条の三十一関係〕

(六) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組することとするこ

と。（附則第三十五条の二、附則第三十五条の二の二関係）

(イ) 特定管理株式等が価値を失つた場合の損失の特例等の拡充

ア 特定口座で管理されている内国法人が発行した特定公社債につき、公社債としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として当該特定公社債を発行した法人の清算結了等の事実が生じたときは、当該事実が生じたことは特定公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額は特定公社債の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなすことともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とすること。（附則第三十五条の二の三関係）

イ 特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、本特例によつて株式等の譲渡により生じた損失の金額とみなされた金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額とみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とすること。（附則第三十五条の二の三関係）

ウ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例について、本特例により控除

することができる譲渡損失の金額は、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できることとすること。（附則第三十五条の三関係）

8 平成二十八年十月一日以後の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収について、以下の措置を講ずること。

(イ) 市町村が特別徴収対象年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する年金所得に係る仮特別徴収税額を、当該市町村が特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市町村民税のうち前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の二分の一に相当する額とすること。（第三百二十二条の八関係）

(ロ) 特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続すること。（第三百二十二条の九関係）

9 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納稅義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払を受ける個人に限定すること。（第二十四条、第二十五条の二、第七十一条の七、附則第四十一条関係）

10 法人に係る道府県民税法人税割額から利子割額を控除する制度及びこの制度による控除不足額を当該法人に係る道府県民税均等割額等へ充当又は還付する制度を廃止すること。 (第五十三条関係)

11 法人税割の課税標準である法人税額について、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の国内の設備投資額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずること。 (附則第八条関係)

12 法人税割の課税標準である法人税額について、平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずること。 (附則第八条関係)

二 事業税

1 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例の創設に伴い、法人事業税の付加価値割の課税標準である単年度損益について所要の措置を講ずること。 (第七十二条の十八関係)

2 前々年中又は前年中の所得について事業税が課された個人の白色申告者に係る記録保存義務を廃止すること。 (第七十二条の五十五の三関係)

3 ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。 (附則第九条関係)

4 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止すること。 (附則第九条関係)

- (一) 株式会社商工組合中央金庫に係る資本割の課税標準の特例措置
- (二) 株式会社日本政策投資銀行に係る資本割の課税標準の特例措置

三 不動産取得税

1 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産について、当該取得が不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日から平成二十七年三月三十日までの間に行われた場合に限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。 (附則第十一条関係)

(2) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

- (イ) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十条関係)
- (ウ) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保險会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成二十七年三月三十日まで延長すること。 (附則第十条関係)
- (エ) 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十二条関係)
- (オ) 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十二条関係)
- (カ) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十二条関係)
- (ハ) 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十二条関係)
- (イ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築賃家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十二条関係)
- (カ) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成

金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。
（附則第十一条の四関係）

- (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。
（附則第十一条の四関係）

- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備された工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る非課税措置の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。
（附則第五十一条の二関係）

3 次のとおり課税標準の特例措置を改めること。

- (1) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、対象から食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて当該施設を取得する場合を除外した上、その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。
（附則第十一条関係）

- (2) 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適當と認める者が取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置について、対象を東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に限定した上、その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。
（附則第十一条、附則第五十一条の二関係）

4 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

- (1) 独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴う仮換地等の指定又は換地若しくは交換分合により取得する土地に係る特例措置（第七十三条の二、第七十三条の六関係）
- (2) 独立行政法人森林総合研究所が一定の事業により取得する不動産に係る非課税措置（附則第十条関係）

- (3) 外貿埠頭公社の民営化に伴い、公社から民営化会社が承継する不動産に係る非課税措置（附則第四十条関係）

四 自動車取得税 十 条関係

衝突に対する安全性の向上を図るために装置を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例

措置の適用対象に、車両総重量が五トンを超える一定の乗用車及び一定のバスを加えること。 (附則第十二条の二の五関係)

五 固定資産税及び都市計画税

1 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に掲げられた機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資する一定の設備のうち平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新たに取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後三年度間はその価格の六分の五とする特例措置を講ずること。 (附則第十五条関係)

2 鉄道事業者等が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に既設の鉄軌道に係る地震防災上必要とされる補強のための工事で取得した一定の償却資産について、固定資産税の課税標準を取得後五年度間はその価格の三分の一とする特例措置を講ずること。 (附則第十五条関係)

3 平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に締結された都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る同法に規定する協定倉庫について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を締結後五年度間はその価格に三分の一を参照して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条件

例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を講ずること。 (附則第十五条関係)

4 港湾法に規定する特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が、特定貨物輸入拠点港湾において政府の補助を受けて港湾法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後十年度間はその価格の三分の一とする特例措置を講ずること。 (附則第十五条関係)

5 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十五年度に係る賦課期日において所在する家屋(平成二十五年度課税土地等及び平成二十五年度二分の一減額課税土地等を除く。)について、平成二十五年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置を講ずること。 (附則第五十五条関係)

6 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十五年度に係る賦課期日において所在する家屋で、その使用状況、社会資本の復旧の状況等を総合的に勘案し、固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ二分の

一に相当する額を減額することが適当と認めるものについて、平成二十五年度分の固定資産税額及び都市計画税額からそれぞれ二分の一に相当する額を減額するものとする特例措置を講ずること。（附則第五十五条関係）

7 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象となる住宅のうち建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認沿道建築物に該当するものに係る減額を改修工事が完了した年の翌年度から二年度分（現行一年度分）とすること。（附則第十五条の九関係）

8 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

(一) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。（附則第十四条関係）

(二) 倉庫業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設又は増設の期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(八) 条関係)

- (八) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条関係)

- (九) 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条関係)

則第十五条関係)

- (十) 公益社団法人又は公益財團法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二十六年度分まで延長すること。 (附則第十五条関係)

- (十一) 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の

課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条関係)

- (十二) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条の八関係)

- (十三) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条の八関係)

- (十四) 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条の八関係)

- (十五) 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成二十八年三月三十一

日まで延長すること。 (附則第十五条の九関係)

(乙) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成二十八年三月三十日まで延長すること。 (附則)

第十五条の九関係

(乙) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備した工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる家屋の取得期限を平成二十六年三月三十日まで延長すること。 (附則)

第五十六条の二関係

9 郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の五分の三（現行二分の一）とした上、その適用期限を平成二十七年度分まで延長すること。 (附則第十五条関係)

10 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

- (一) 独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等に係る固定資産税及び都市計画税の納税義務者の特例措置（第三百四十三条関係）
- (二) 独立行政法人森林総合研究所が旧農用地整備公団法に規定する業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置 (附則第十四条関係)
- (三) 外貿埠頭公社が所有する一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置 (附則第十五条関係)
- (四) 鉄道施設等の貸付けを行う法人が政府の補助を受けて行う既設の鉄道の駅等の改良工事で周辺の都市機能の増進に資するものとして取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置 (附則第十五条関係)
- (五) 電気通信事業を営む者で資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であるものが電気通信基盤充実臨時措置法に規定する高度通信施設整備事業により新設した一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置 (附則第十五条関係)
- (六) 三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の

被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税の減額措置（附則第十六条の二関係）

(4) 三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が当該償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第十六条の二関係）

(5) 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第十六条の二関係）

(6) 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第十六条の二関係）

第十六条の二関係

六 狩猟税

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を二分の一とする特例措置等の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。（附則第三十二条関係）

七 事業所税

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割の課税標準の特例措置につい

て、その適用期限を法人にあつては一年三月、個人にあつては一年延長すること。（附則第三十三条関係）

八 国民健康保険税

1 国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、移行後五年目までの間の世帯別平等割額の二分の一を軽減する措置に加え、移行後六年目から八年目までの間においても世帯別平等割額の四分の一を軽減する措置を講ずること。（第七百三条の四関係）

2 国民健康保険税の軽減措置に係る基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後五年目までの間に限り当該移行した者を含めて算定することとしている措置を恒久化すること。（第七百三条の四関係）

九 その他

1 更正の請求をすることができる期限について日曜日・祝日等に当たりその翌日が期限とみなされる場合又は災害等により期限延長される場合には、更正等の期間制限の特例として、当該更正の請求が

あつた日から六月間更正の請求に係る更正等を行うことができる」とすること。（第十七条の六関係）

2 延滞金及び還付加算金の割合等について、次のとおり見直しを行うこと。（附則第三条の二関係）

- (一) 延滞金の割合は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・三パーセントに満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年七・三パーセントを加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントを加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にシントを超える場合には、年七・三パーセントの割合とする。また、徴収の猶予等の適用を受けた場合の延滞金については、当該徴収の猶予等をした期間に対応する延滞金の額のうち、当該延滞金の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞金の額を超える部分の金額を免除すること。
- (二) 還付加算金の割合は、各年の特例基準割合が年七・三パーセントに満たない場合には、その年中ににおいては、当該特例基準割合とする」と。

第二 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 2 前記第一の一の1、2、4及び5、第一の二の2並びに第一の九の2の改正は平成二十六年一月一日から、第一の一の3及び6の改正は平成二十七年一月一日から、第一の一の7の(イ)のア、イ及びエ、(三)のイ、(四)のア並びに(五)、9並びに10の改正は平成二十八年一月一日から、第一の一の8の改正は平成二十八年十月一日から、第一の一の7の(ウ)及びオ、(レ)、(ミ)のア、(四)のイ、(メ)並びに(セ)の改正は平成二十九年一月一日から、第一の三の1の改正は不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の五の4の改正は港湾法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から、第一の五の7の改正は建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、その他の改正は平成二十五年四月一日から施行すること。